

## フリースタイル競技会公認規程

第1条 この規程は、競技本部規程第1条第7号に基づき、フリースタイル競技会の公認手続きに関することを定める。

第2条 公認競技会の開催は、本連盟又は加盟団体の主催によるものでなければならない。

2 公認競技会をはじめて開催する加盟団体は、事前に加盟団体主催の競技会を2回以上開催していなければならない。

第3条 公認競技会の開催の公認を申請するときは、加盟団体単独の主催の場合は、直接行うものとし、所属団体と加盟団体の共催の場合は、必ず加盟団体を通じて行わなければならない。

第4条 公認競技会は、種目別又はそれらの総合種目について開催できるものとする。

第5条 公認競技会の申請は、毎年4月末日までに所定の手続きをしなければならない。ただし、FISレースについては、別に定める。

2 未公認施設・コースを使用する場合は、同時に同競技会関係施設の公認手続きを行うものとする。

第6条 公認競技会は、本連盟によって公認された施設・コースでなければ開催することができない。

2 公認施設であっても、コースの状態、形状により、全日本スキー選手権大会又は公認A級競技会を開催することができない場合もある。

第7条 公認競技会には、本連盟から少なくとも、次の各号に掲げる競技役員を任命又は派遣することを原則とする。ただし、これらに必要な経費は、主管団体の負担とする。

- (1) 技術代表 1名
- (2) 競技委員長 1名
- (3) 主審 1名
- (4) 審判員 5名又は7名

2 公認A級競技会の競技役員は、公認A級審判員4名以上、公認B級審判員2名以上を基準とし主審は、公認A級審判員とする。ただし、参加競技者が少数等の合理的な理由がある場合には、主審が審判員を兼ねることができ、大会運営小委員会と協議の上、可能な範囲において、審判員を減員することができる。

3 公認B級競技会の競技役員は、公認A級審判員1名以上、公認B級審判員4名以上を基準とし主審は、公認A級審判員とする。ただし、参加競技者が少数等の合理的な理由がある場合には、主審が審判員を兼ねることができ、大会運営小委員会と協議の上、可能な範囲において、審判員を減員することができる。

4 前第1項のほか公認技術代表有資格者又はアシスタント技術代表として適任と認められた者をアシスタント技術代表として主催団体長が2名以内

を任命することができる。ただし、経費は技術代表有資格者を除き自己負担とする。

第8条 公認競技会の公認は、本連盟公認委員会において審査し、理事会の承認を受ける。

2 公認競技会の承認決定後に、追加又は変更する場合は、次の各号に掲げる公認料を納入しなければならない。

(1) 当該年度の公認競技会の承認決定後に追加公認競技会として承認された場合は、追加公認料は、第9条に定める公認料の2倍の額とする。

(2) 当該年度の公認競技会の承認決定後に日程又は競技種目の変更が承認された場合は、変更公認料は、第9条に定める公認料の二分の一の額を追加納入する。

3 積雪不足、その他のアクシデントにより前項の大会要項どおり、大会が実施できないと当該組織委員会において判断した場合は、フリースタイル部長に速やかに報告し、中止又は変更の措置の指示を受けるものとする。

第9条 公認料は、各種公認・登録等料金一覧表のとおりとする。

2 公認料は、公認を受けてから30日以内に納入し、一旦納入した公認料は返却しない。

第10条 公認競技会又はこれに準ずる競技会に参加する選手は、スポーツ傷害保険又はこれに準ずる保険に加入しなければならない。

第11条 公認競技会の成績は、本連盟強化指定選手の選考及びナショナルチームの編成並びに国際競技会参加選手の選考の資料の対象とする。

第12条 公認競技会の結果は、競技終了後、少なくとも3週間以内に要項2部、プログラム2部及び成績表2部を添えて、本連盟に報告するものとする。

第13条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。

平成27年12月15日改正

(様式11号)

## フリースタイル競技会公認申請書

年 月 日

(公財)全日本スキー連盟会長 殿

申請者  
氏名又は名称  
住所

1. 競技会名称

2. 競技会開催日 年 月 日 ～ 年 月 日

3. 競技会会場 県 スキー場

4. 実施種目

5. 参加予定人数

6. 施設・コース バレエコース (公認・未公認)  
モーグルコース (公認・未公認)  
エアリアル施設 (公認・未公認)

7. 主管団体

8. 主催団体

9. 主な役員 別紙に明記のこと

予定者名

(フリースタイル競技会公認規程第7条及び競技運営規則審判に関する内規による役員予定者)

10. 競技会運営 (1) 経歴  
(2) 宿泊施設 (3) 収容人員  
(4) 救護施設 (5) 現地役員動員体制

公認料		納入日	
認定結果			